

住民票の写し・印鑑登録証明書

自動交付機の利用が便利です

**自動交付機は
請求書の記入が不要**

自動交付機を利用すると、交付請求書を書く必要がなく、簡単に住民票や印鑑登録証明書を受け取ることができます。

交付できるもの＝住民票、印鑑登録証明書
手数料＝1通300円(自動交付機で使用できるのは、紙幣は千

円札のみ、硬貨は10円以上です)

**専用カードに
暗証番号を登録**

自動交付機を利用するには、暗証番号(4けた)が登録された専用カードが必要です。

専用カードは2種類あります。印鑑登録証明書と住民票が取得できるのが「印鑑登録証・なりた市



簡単な操作で



「なりた市民カード」のみ取得できるのが「なりた市民カード」です。カードの交付申請には、暗証番号の登録が必要になりますので、必ず本人が申請してください。現在持っている印鑑登録証を専用カードに取り替えることもできます。

自動交付機の設置場所と稼働時間

設置場所	稼働時間	休止日
市民課前 (市役所1階)	午前8時30分～ 午後7時(日曜日は午後5時まで)	土曜日、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日)
三里塚コミュニティセンター (☎40-4880)	午前9時～午後5時	休館日(くわしくは各施設に問い合わせください)、 祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
中央公民館 (☎27-5911)		

受付場所＝市民課(市役所1階、市民課赤坂・遠山分室では受け付けできません)、下総・大栄支所市民福祉課
※くわしくは市民課(☎20-11525)、下総支所市民福祉課(☎96-11113)、大栄支所市民福祉課(☎73-8066)へ。

専用カードの申請方法

カードの種類	自動交付機で取得できるもの	申請時に必要なもの	カードの交付手数料
「なりた市民カード」 	○住民票	○本人確認ができるもの…(1)～(5)のうち1つ (1)運転免許証 (2)住民基本台帳カード(写真付きのもの) (3)パスポート (4)身分証明書(顔写真付きの官公署発行のもの。学生証は除く) (5)保証人による確認(成田市に印鑑登録している人の登録印鑑と登録番号の書かれた保証書) いずれも持っていない人は申請後、自宅に照会書を郵送します。後日、回答書を持ってきてください	無料
「印鑑登録証・なりた市民カード」 (印鑑登録証と「なりた市民カード」の機能を兼ねたもの) 	○印鑑登録証明書 ○住民票	○印鑑登録証(すでに持っている人) ○印鑑(新規に印鑑登録する人は、登録する印鑑)	無料(印鑑の新規登録をする人は300円)